平成３０年（フ）第５１０号
東京都八王子市館町2895番地１ヴァン・ヴェールＴＡＴＥ303号
債務者　丸山　隆子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２６号
東京都調布市東つつじケ丘１丁目12番地６荻野荘202
債務者　松浦　　隼
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５４７号
東京都八王子市打越町1221番地６ツインピークス102号
債務者　萩原　和真
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４６７号
神奈川県川崎市中原区井田中ノ町24―23
債務者　小林　和樹
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６７号
神奈川県藤沢市長後1058番地の５　101号
債務者　新井　悦夫
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２３号
東京都小平市美園町１丁目８番１―1117号
債務者　川又　晴子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７１号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅17―103
債務者　相良　幸博
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７２号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅17―103
債務者　相良　順子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８１号
東京都青梅市畑中１丁目118番地ヴィラ・フルス202
債務者　比留間　徹
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０１号
静岡県浜松市中区浅田町1677番地の５　レオパレスボオダジア203号
債務者　青木　裕美（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
静岡県浜松市中区上島６丁目25番22号　三国ビル４Ｃ
債務者　小川智恵美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６００号
東京都小金井市東町１丁目39番４―101号都営小金井東町一丁目アパート
債務者　御宿　広美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０３号
東京都西多摩郡檜原村2326番地
債務者　小林　珠美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０１７号
東京都練馬区立野町７―５―216
債務者　長田　　理
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５７７号
東京都新宿区大久保２丁目14―17―202
債務者　玉村　真紀
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部